

基本目標 2

安心して暮らせる支えあいのまち

【福祉・健康の分野】

基本目標 2 安心して暮らせる支えあいのまち

【福祉・健康の分野】

基本施策1 助けあい支えあう福祉社会の実現

施策 6 地域福祉
施策 7 高齢者福祉
施策 8 障害者福祉
施策 9 生活福祉
施策10 社会保険

基本施策2 安心を支える健康づくりと保健・医療の充実

施策11 保健・医療

基本方針

市民、社会福祉協議会、福祉サービスを提供する団体、ボランティア等と市の連携により「地域で支えあう福祉のまちづくり」を推進します。

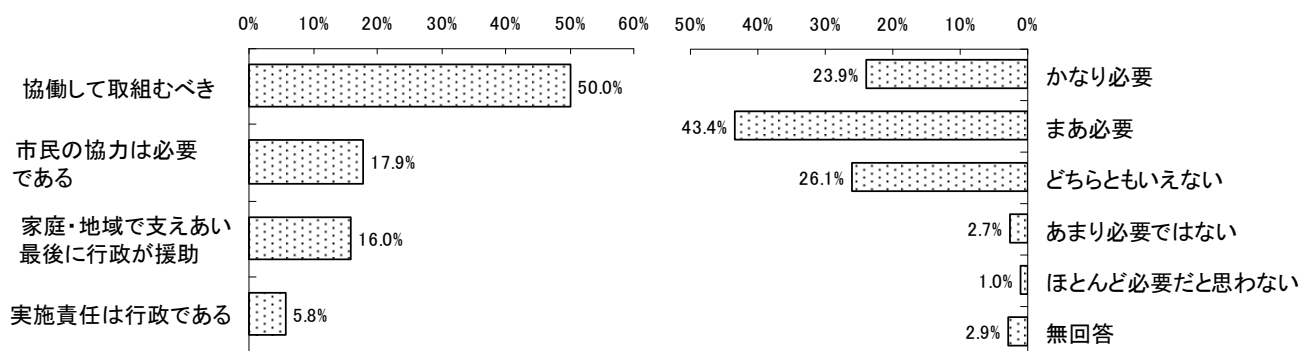
現状と課題

- 1 少子高齢社会の進展や核家族化などにより、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者が増加する一方で、生活の基盤である家族や地域のつながりが希薄化し、地域の人間関係や相互支援力が弱まり、孤立・孤独などの問題が顕在化しつつあります。市では、民生・児童委員や友愛訪問員をきめ細かく配置するとともに、地域包括支援センター※1、子ども家庭支援センター、地域活動支援センター※2などを核とする支援ネットワークの充実を図り孤立の防止や孤立・孤独に起因する問題の対応にあたっています。

しかし、家族や地域のつながりの希薄化などに起因する生活課題や福祉課題は、公的制度やサービスだけでは対応が難しいことから、市民に最も身近な地域において市民と行政が協働で課題を解決することや、地域における市民主体による助け合い・支え合いなどの仕組みづくりが求められています。

生活する上で何らかの支援を必要とする人はもちろんのこと、すべての市民が安心して地域で生きがいを実感できる生活を送るには、市民一人ひとりが地域を構成する一員としてつながり、各々ができる範囲で役割や責任を果たし、ともに支え合う仕組みづくりの推進が必要です。

福祉サービスの充実における市民と行政の関係のあり方／市民相互の協力関係の必要性



出典：羽村市「第三次羽村市地域福祉計画ニーズ調査結果報告書」

※1 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、高齢者やその家族等に対し、総合的な支援を行う機関。

※2 地域活動支援センター：在宅の障害のある人に、相談支援事業や情報の提供等を総合的に行うとともに、機能訓練や入浴等のサービスを提供し、障害のある人やその家族の地域生活の支援をする事業。

今後の方向性

1 地域における支えあい活動の推進

- 1) 民生・児童委員が、地域と行政とを結ぶ「要」として、地域に根ざした福祉活動の推進に重要な役割を果たしていけるよう、町内会・自治会をはじめ様々な分野の組織との連携を深め、協働して課題に対応するとともに、困難な事例には専門的な支援を行うなど、その活動を支援する環境整備を進めます。
- 2) 社会福祉協議会が取り組んでいる「小地域ネットワーク活動^{※1}」や「ふれあいサロン^{※2}」などの取組みが一層強化されるよう、小地域ネットワーク活動団体の連絡協議会を市と社会福祉協議会が共同して開催するなどの支援を充実していきます。
- 3) 支援が必要な高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや、障害者の相談窓口である地域活動支援センター、また、子育て家庭の相談窓口である子ども家庭支援センターなど各公的機関相互の連携を強化します。また、福祉サービス総合支援事業を行う社会福祉協議会などとのネットワークを構築し、総合的な支援を目指します。
- 4) 市民活動センターを拠点として、市民活動の振興を支援するとともに、地域福祉の様々な分野で市民協働を推進します。また、市と社会福祉協議会が連携してボランティアの養成や市民主体による地域福祉活動を推進します。

※1 小地域ネットワーク活動：小地域（概ね町内会・自治会区域）を単位として要援護者一人ひとりを対象に市民同士が共同して進める、見守り・援助活動。

※2 ふれあいサロン：地域福祉をより円滑に推進するため市民同士が手軽に自然な交流ができる場。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	地域福祉計画の策定	社会福祉法に基づき、羽村市の地域福祉を推進していくため、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の計画を策定します。
2	民生・児童委員(社会福祉委員)活動の支援	地域と行政とを結ぶ「要」として、地域に根ざした福祉活動が円滑にできるよう、様々な側面から支援します。
3	小地域ネットワーク活動の支援	地域住民が主体となって支え合いや見守りなどの実践活動を行う「小地域ネットワーク活動」の活性化や充実に向け、社会福祉協議会と共同して支援します。
4	福祉サービス総合支援事業	社会福祉協議会が実施する、高齢者や障害者等のためのサービス利用援助や苦情対応、専門相談等の事業を支援します。
5	社会福祉協議会の支援	地域福祉を推進するため、社会福祉協議会の運営やふれあいのまちづくり事業等の活動を支援します。

目 標 指 標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標1	民生・児童委員による訪問延回数	12,422 回 (平成 22 年度)	15,000 回
指標2	福祉ボランティア団体の登録数	54 団体 (平成 22 年度)	65 団体

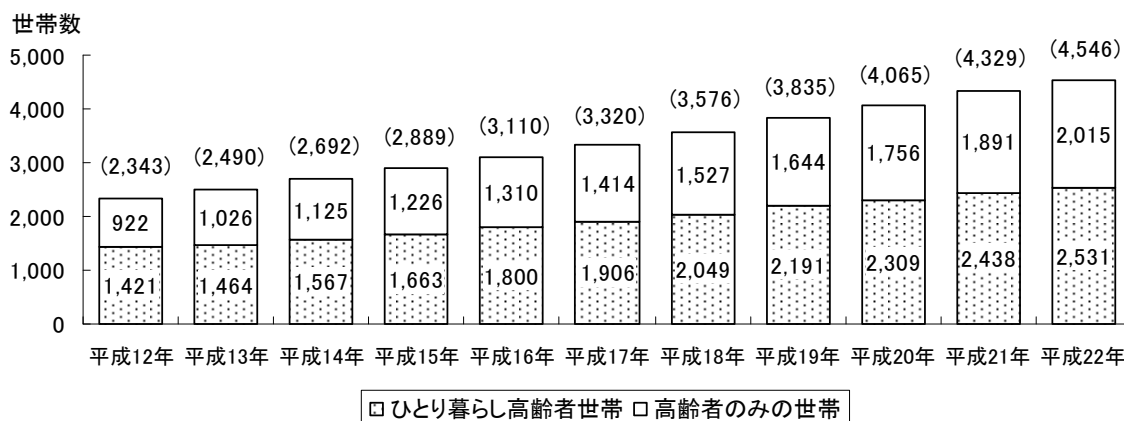
基本方針

高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進し、「生涯現役社会」を目指します。また、福祉サービスの充実や総合的な支援体制による地域包括ケアを推進し、住み慣れた地域で、安心した生活を送れるよう支援します。

現状と課題

- 1 市の高齢者人口の割合は、この１０年間で１１.６％から１９.２％に上昇し、高齢化が急速に進展しています。その一方、高齢者の８割以上は介護などのサービスが必要のない元気な高齢者です。こうした高齢者が知識や技術、経験などを活かして働けるよう、シルバー人材センターを通じ就労支援を行っています。また、老人クラブへの支援や老人福祉センターの事業、生涯学習センターゆとりぎでの中高年向けの講座の開催などにより、交流や生きがいづくりの促進を図ってきました。
今後は、意欲や能力を持った高齢者が「地域社会を支える担い手」として活躍することで、地域の活性化や生涯現役社会が促進されるよう、社会貢献活動や生涯学習活動、就労を通じた生きがいづくりなど多様な分野への主体的参加や活動ができる環境づくりが重要です。
- 2 高齢化や核家族化に伴い、市内のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを核として民生・児童委員、友愛訪問員との公的な支援ネットワークの充実を図っていく必要があります。また、地域住民のボランティアなどによる公の制度に基づかないサービスを含めた総合的な地域包括ケアの推進が課題となっています。
- 3 市では、高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、自ら介護予防の必要性について関心を高め、転倒骨折予防や関節可動域の拡大、筋力向上に取り組む介護予防事業を展開しています。今後は事業への参加率を高め、生活機能の低下防止や要介護状態の改善・重度化防止の効果を多くの人が実感できるようにしていく必要があります。さらに、認知症高齢者の増加が予測されていることから、相談・支援の充実とともに、認知症高齢者やその家族を支援する認知症サポーターの養成など、認知症高齢者への対応方法等の理解を広げていくことも必要となっています。

高齢者世帯（高齢者のみの世帯・ひとり暮らし高齢者世帯）の推移



※ () 内はひとり暮らし高齢者世帯と高齢者のみ世帯の合計

※ 住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

今後の方向性

1 社会参加と生きがいのづくりの促進

- 1) 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、老人クラブによる「友愛訪問活動^{※1}」など地域との交流事業を充実します。また、定年退職者などのアクティブシニアを応援する講座や、趣味などを通じた生きがいのための講座等を開催し、社会参加等のきっかけづくりを行います。
- 2) ボランティア活動や社会貢献活動、生涯学習活動等を通じ、多様な社会参加と生きがいのづくりの機会を提供します。
- 3) 生涯現役社会を目指すために、シルバー人材センターへの支援を通じ「就業を通じた生きがいのづくり」を促進します。また、意欲や能力の高い高齢者には、ハローワークやアクティブシニア就業支援センターなどを紹介し、高齢者の就労を積極的に支援します。

2 総合的な支援体制づくりの推進

- 1) 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、公的サービスはもとより、地域の住民やボランティア、医療や福祉の関係機関等との連携による地域包括ケアを推進します。
- 2) ひとり暮らし高齢者等を支援するため、地域包括支援センター、民生・児童委員、友愛訪問員等とのネットワークの充実を図ります。また、緊急時における連絡体制の強化を図ります。
- 3) 要介護者や家族介護者などの不安を解消するために、総合的な相談窓口である地域包括支援センターの役割や機能について周知していきます。また、家族介護者に対する支援を強化します。

※1 友愛訪問活動：孤独感の解消や、地域との交流促進、生きがいのづくりなどのため、老人クラブ会員が行う一人暮らし世帯、寝たきり高齢者世帯への訪問活動。

- 4) 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の人間性が尊重され、その人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会等が連携し、成年後見制度^{※1}や地域福祉権利擁護事業^{※2}等の利用を、総合的に支援します。
- 5) 要介護者やその家族が安心して生活できるよう、認知症予防や対応方法の講演会等を開催し、理解を広めます。また、認知症高齢者やその家族を支援するため認知症サポーター養成事業を推進します。

3 介護予防事業の推進

- 1) 要介護状態となるリスクの高い高齢者を把握し、転倒骨折予防や関節可動域の拡大、筋力向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等を行う介護予防事業への積極的な参加を促します。
- 2) 自主的な介護予防事業の取組みを推進するため、地域の高齢者や各種団体などを中心に介護予防リーダー育成事業を推進します。
- 3) 認知症予防に向けて認知症予防プログラム事業を推進します。また、その事業をサポートするファシリテーター（自発的な行動を促す役割を持った人）を養成していきます。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定	老人福祉法及び介護保険法に基づき高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定します。
2	アクティブシニア向け講座等の充実	定年退職後、健康維持や地域での活躍を目指そうとするアクティブシニアを応援する講座や、趣味などを通じた生きがいづくりのための講座等を開催し、社会参加等のきっかけづくりを行います。
3	要介護者等の相談支援事業	地域包括支援センターにおいて、要介護者等の総合相談支援や権利擁護業務等を行います。
4	ひとり暮らし高齢者等への訪問事業	友愛訪問員により、孤独感の解消や安否確認を行います。
5	認知症予防事業	認知症予防プログラムの実施や、それを運営する支援者の育成等を行います。

※1 成年後見制度：認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ることのないよう、権利と財産を守り、支援する制度。

※2 地域福祉権利擁護事業：認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談対応、日常的な金銭管理や重要書類等の預かりなどの支援を行う事業。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標1	シルバー人材センターの就業率	79.4% (平成 22 年度)	80%
指標2	認知症サポーターの講座参加者数	156 人 (平成 22 年度)	500 人
指標3	地域包括支援センターにおける相談件数	2,056 件 (平成 22 年度)	3,000 件

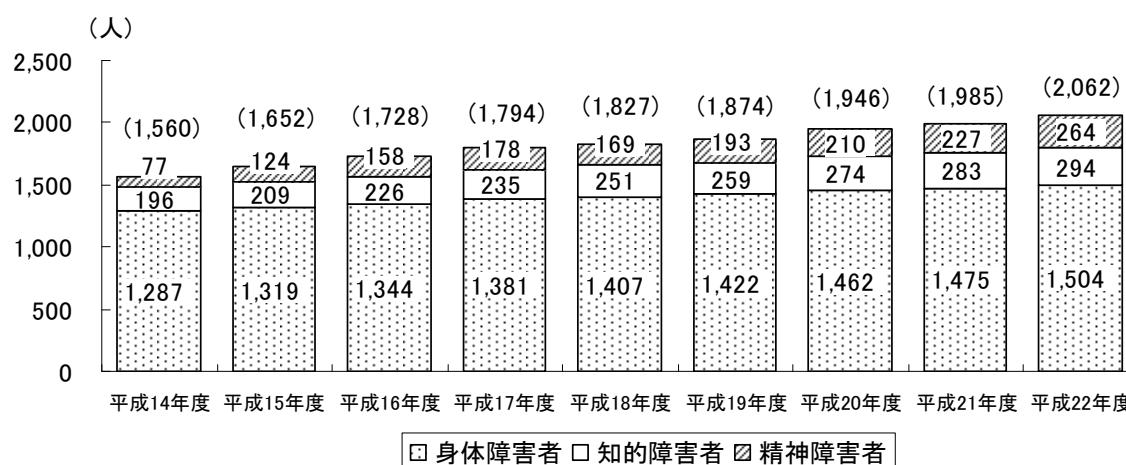
基本方針

障害者福祉についての理解を広め、「共に生きる社会」の実現を目指します。また、障害のある人が、その人にふさわしい福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。

現状と課題

- 市では、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。また、平成21年度には、相談支援体制の整備をはじめとした支援ネットワークの構築に向けて「地域自立支援連絡会」を設置しました。今後も、すべての市民が障害者福祉について関心や理解を深め、支え合う意識を共有する福祉コミュニティづくりの推進が必要です。
- 平成14年度から平成22年度までの障害者数の推移をみると、知的障害者と精神障害者が特に増加しています。こうしたことから、市では、障害のある人への相談支援事業や就労支援事業を強化してきました。また、障害のある人や、障害のある児童の日中活動の場を充実するなど、様々な障害者福祉施策を推進してきました。今後も、障害のある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、福祉サービスの充実を図ることが必要です。

障害者数(手帳所持者数)の推移



※ () 内は身体障害者、知的障害者、精神障害者の合計。

※各年度3月31日現在

今後の方向性

1 共に生きる社会づくりの推進

- 1) 障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を行う場として、「地域自立支援連絡会」の機能や役割を充実させていきます。
- 2) 保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制を充実します。また、保育や教育、就労支援、スポーツや文化活動等の事業の充実を図り、障害のある人が育ち、働き、社会参加することができる環境づくりを推進します。
- 3) 障害のある人への差別や偏見といった、意識に関わるバリアの解消を図るため、人権啓発や教育、広報活動を充実します。

2 自立に向けた支援の充実

- 1) 「地域活動支援センターあおば」の相談体制やピアカウンセリング事業^{※1}を強化し、障害のある人がその人にふさわしいサービスを選択するための情報提供や、気軽に相談ができる支援体制を充実します。また、サービス提供事業者へ、サービスの質や、専門職員等の資質の向上を要請し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組みづくりを行います。
- 2) 障害のある人の地域生活を支える、生活介護、自立訓練、就労継続支援等の「日中活動の場」の充実を図ります。また、障害者が地域で暮らすための核となるグループホーム、ケアホーム等の「住まいの場」や、専門的な介護等が受けられる施設入所支援等の民間主体の施設整備を支援し、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を続けられる基盤づくりを推進します。
- 3) 市が独自で取り組んでいる障害児日中一時支援事業「青い鳥」の指導員体制を充実するため、この事業が障害のある就学児童の「放課後等デイサービス」の対象となるよう国に働きかけます。
- 4) 障害のある人の雇用を促進するため、障害者就労支援センター「エール」の機能を充実させ、一般企業等への就労を支援します。

^{※1} ピアカウンセリング事業：相談支援事業のひとつで、障害のある人などが自らの体験に基づき、同じ障害のある人の相談に応じ問題解決を図る事業。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	障害者計画及び障害福祉計画の策定	障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に策定します。
2	地域自立支援連絡会の運営	地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を行うため、地域自立支援連絡会の体制を充実させていきます。
3	相談支援事業	地域活動支援センター（あおば、ハッピーウイング）等で、相談支援事業を行います。
4	障害児支援事業	福祉センター（青い鳥）で、障害のある就学児童に対して日中活動事業を行います。また、障害のある幼児に対して療育訓練を行います。
5	就労支援事業	就労支援センター（エール）で、障害のある人に対して、職業相談、職場定着支援、自立生活支援などの事業を行い、一般企業等への就労を支援します。
6	就労継続支援事業	福祉センター（いちよう）で、障害のある人に対して福祉的就労※ ¹ の場を提供します。また、社会福祉法人等が行う福祉的就労を支援します。

目標指標

	指標名	現状	目標 （平成 28 年度）
指標1	地域活動支援センター「あおば」及び「ハッピーウイング」における相談件数	2,783 件 （平成 22 年度）	3,430 件
指標2	障害者就労支援センター「エール」における新規就労者数及び職場定着者数 （エール開所以降の累計）	16 人／32 人 （平成 22 年度）	67 人／70 人

※¹ 福祉的就労：一般就労の困難な障害のある人が、授産施設などの障害者福祉施設で、職業訓練等を受けながら行う就労。

基本方針

生活に困難を抱える人のために、多様なセーフティ・ネットを活用し、生活の安定と自立の促進に向けた支援を推進します。

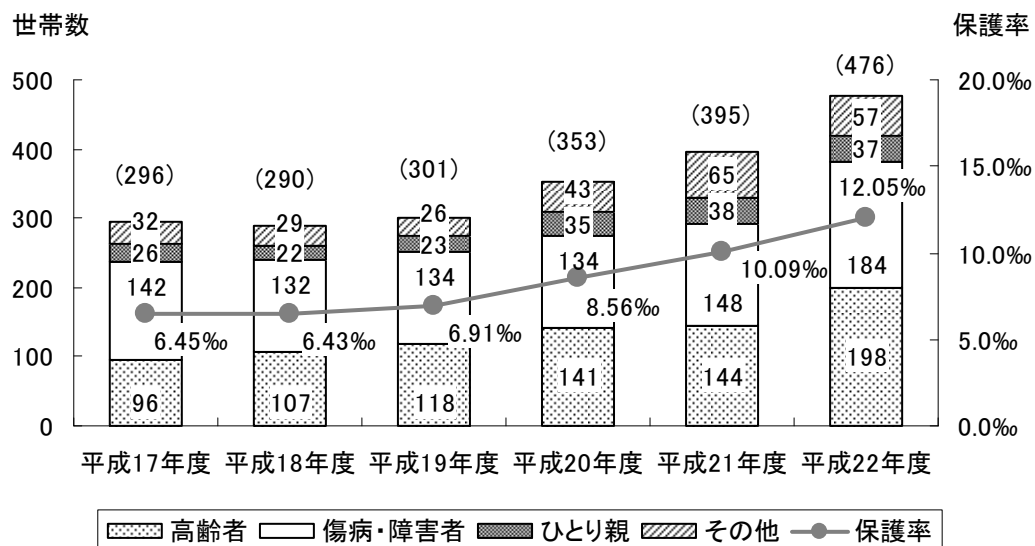
現状と課題

- 1 市の生活保護世帯数は、平成20年度に起きた世界金融危機以降急激に増加傾向を示し、平成20年3月末から平成23年3月末までの3年間を比較すると175世帯の増加となっています。こうした増加に対応するため、ケースワーカー※1の他に国の制度を活用した就労支援員や面接相談員を配置し、自立支援や適正な保護の実施を図っています。

生活保護を受けている世帯のうち、高齢者世帯や障害・傷病世帯、ひとり親世帯が全体の4分の3を越えており、経済的な自立が難しくなっています。その一方、就労能力のある人には自立支援プログラムの適用等を通じ、様々な自立支援を行っていく必要があります。

また、生活保護世帯が増加する中であって、不正受給を防止し、適正に生活保護制度を運用していくことが求められています。

生活保護受給世帯数・保護率の推移



※各年度3月31日現在

※1 ケースワーカー：生活保護を受けている人に対して様々な働きかけや相談に応じる地区担当員。

今後の方向性

1 生活の安定と自立に向けた支援

- 1) 生活保護を必要とする人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。
- 2) ケースワーカー等による支援を通じ、就労可能な生活保護受給者に対しては、自立支援プログラムを作成し、経済的自立を促します。また、日常生活の自立や社会生活の自立が必要な生活保護受給者については、様々な援助や支援を行います。
- 3) 不正な生活保護の受給を防止し、適正な制度運用を推進します。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	生活保護受給者の就労指導事業	生活保護受給者に対し、ケースワーカーや就労支援員による就労指導を強化します。
2	面接相談員の配置	生活保護受給者の急増に対応するため、国の強化事業を活用し、専任の面接相談員を配置して、適正な制度運用を図ります。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	就労指導による就労件数	7 件 (平成 22 年度)	10 件

基本方針

国民全体の支えあいに基づき、介護サービス給付を行うための介護保険や、医療保険給付を行うための国民健康保険を適正に運営します。

また、高齢期の生活を支えるため、国民年金制度の趣旨普及と加入促進を図ります。

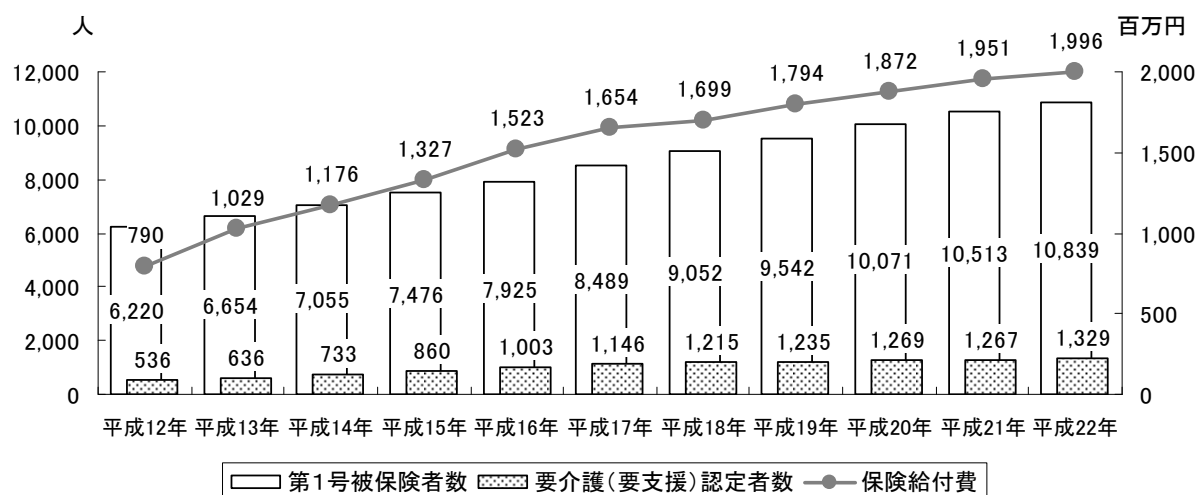
現状と課題

- 市では、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、必要なサービス量や適切な介護保険料を設定し、介護保険事業の計画的な運営を行っています。高齢化の進展に伴い、要介護認定者及び保険給付費は、制度開始からこの11年間で2倍以上に増加しています。介護認定者の内訳では、後期高齢者の割合が約8割を占め、人口に占める後期高齢者の割合は今後も増加が見込まれ、保険給付費が増加し、保険料負担も増加していくことが予測されます。

高齢者が必要なサービスを受けながら、安心して在宅生活を継続していくためには、居宅サービスの一層の充実と、地域密着型サービスの事業者の参入を促していく必要があります。

その一方、施設サービスについては、保険料の過度の上昇を防ぐためにも、中・重度の要介護認定者を中心としたサービスの提供や、居宅サービスとのバランスを考慮した計画的な整備が課題となっています。

介護保険被保険者数・認定者数・保険給付費の推移



※第1号被保険者・要介護(要支援)認定者数は各年10月1日現在、保険給付費は各年度の額。

2 国民健康保険制度は、国民の安心・安全な医療の確保と健康増進に大きな役割を果たしてきましたが、高齢化の進展や就業構造等の変化により、運営は一層厳しさを増しています。

市の国民健康保険事業においても、医療費が年々増加する一方、景気低迷の影響を受け被保険者の所得水準が低下し、保険税収の確保が課題となっています。赤字補てん分である一般会計からの繰入金は、急激に増加しており、国民健康保険事業の健全な運営を図るためには、引き続き保険税の負担の適正化について検証していく必要があります。また、平成22年度の保険税現年度分の収納率は87.4%にとどまっており、収納率の向上を図ることが求められています。

さらに、毎年増加している医療費については、医療費の適正化により給付費の増加抑制を図っていく必要があります。

被保険者の健康保持・増進のためメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）※1に着目した特定健康診査・特定保健指導※2が平成20年度から保険者に義務付けられました。特定健康診査の受診率は、全国市町村の国民健康保険の平均を上回っていますが、引き続き受診率の向上に努めていく必要があります。

後期高齢者医療制度については、国から新たな制度へ移行する方針が示され、国民健康保険制度の改正についてもあわせて検討されています。制度改正の際には、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が混乱することがないように円滑に移行する必要があります。

国民健康保険事業における医療費の推移

（単位：百万円）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医 療 費	4,350	4,552	4,721

国民健康保険税収入済額、収納率、一般会計繰入金の推移

（単位：百万円）

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保 險 税 収 入 済 額 (収納率：現年度分)	1,207 (86.9%)	1,198 (85.6%)	1,201 (87.4%)
一般会計繰入金(赤字補てん分)	663	656	877

3 国民年金制度は、高齢者等が安定した生活基盤を維持することを目的に運営されています。

市においては、制度の趣旨普及を図るとともに、年金相談員等による相談事業を実施し、制度の加入促進と無年金者の防止に努めていく必要があります。

※1 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせ持った状態。

※2 特定健康診査・特定保健指導：特定健康診査は、医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に行うメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査のこと。健診項目に腹囲の測定、血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無などがある。特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うこと。リスクの程度に応じて「動機づけ支援」と「積極的支援」に分類される。

今後の方向性

1 介護保険事業の運営

- 1) 介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、居宅サービスの一層の充実や、通いや泊まりなど柔軟に対応できる小規模多機能型居宅介護^{※1}事業者等の参入を促します。
- 2) 施設サービスは、居宅サービスとのバランスを図りながら、中・重度の要介護者の利用が促進されるよう重点化を特別養護老人ホームや老人保健施設に要請します。また、介護保険事業計画を策定する中で計画的な施設整備について検討します。
- 3) サービス提供事業者が具体的問題点を把握し、サービスの向上につながるよう、「福祉サービス第三者評価」の受審を促します。また、利用者がサービスの適切な選択ができるよう「介護サービス情報の公表制度」を周知し、事業者を選択するための情報活用とサービスの質の向上を図ります。さらに、制度の安定的かつ持続可能な運営を図るため、介護サービスの適正化事業を進めます。

2 国民健康保険事業の運営

- 1) 国民健康保険税の負担の適正化について、毎年度検証していきます。
- 2) 国民健康保険税未納者への早期対応等を行い、収納率の向上を図ります。
- 3) 医療費の適正化を図るためレセプト点検^{※2}の強化やジェネリック医薬品（後発医薬品）^{※3}の使用を促進します。
- 4) 被保険者の健康保持・増進を図るため特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施します。また、受診率の向上に努めます。
- 5) 後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度の改正の際には、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が混乱することのないよう広報紙、ホームページ及び出前講座等を通じて新制度の趣旨普及を図ります。

3 国民年金制度の周知・加入促進

- 1) 年金制度の理解と加入促進を図るため、広報紙やホームページを通じて、国民年金制度の趣旨普及に努めます。
- 2) 年金相談員の配置により専門的な相談に対応します。

※1 小規模多機能型居宅介護：小規模な住宅型の施設で、通所を中心としながら訪問介護や短期間の宿泊などを組みあわせて、介護やその他の日常生活上の援助を行い、居宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

※2 レセプト点検：診療報酬の請求は、医療機関から保険者に対しレセプト（診療報酬明細書）により行われており、保険者が診療報酬等の支払いの適正化を図るために行う、レセプトの内容及び被保険者の資格の点検業務のこと。

※3 ジェネリック医薬品（後発医薬品）：先発医薬品の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果を持つ医薬品のこと。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。
2	「地域密着型サービス」の促進	小規模多機能型居宅介護などの事業者の参入を促します。
3	介護サービスの適正化事業	保険者として、地域密着型サービス事業者等への実地指導などを実施し、適正化を推進します。
4	国民健康保険税の負担の適正化	国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら毎年度検証していきます。
5	国民健康保険税の収納率向上	未納者への早期対応等を通じて収納率の向上を図ります。
6	医療費の適正化	レセプト点検を強化します。また、ジェネリック医薬品の使用を促進します。
7	特定健康診査等の実施	第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画(H25. 4～H30. 3)を策定するとともに計画に基づき受診率の向上を図ります。
8	後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度改正の円滑な移行	広報紙、ホームページ及び出前講座を活用し新制度の趣旨普及を図り、円滑に移行します。
9	国民年金制度の周知・加入促進	広報紙、ホームページ及び出前講座を活用し国民年金制度の趣旨普及に努めます。年金相談員による相談事業を実施します。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標1	地域密着型サービス施設整備数	3 事業所 (平成 22 年度)	4 事業所
指標2	国民健康保険税の収納率(現年度分)	87.4% (平成 22 年度)	90.0%

基本目標	2	安心して暮らせる支えあいのまち
基本施策	2	安心を支える健康づくりと保健・医療の充実
施策1	1	保健・医療

基本方針

だれもが生涯にわたり健康に暮らせるよう、健康づくりへの自主的な取組みを促します。
また、必要なときには質の高い医療が受けられるよう、地域の医療提供体制の充実を支援します。

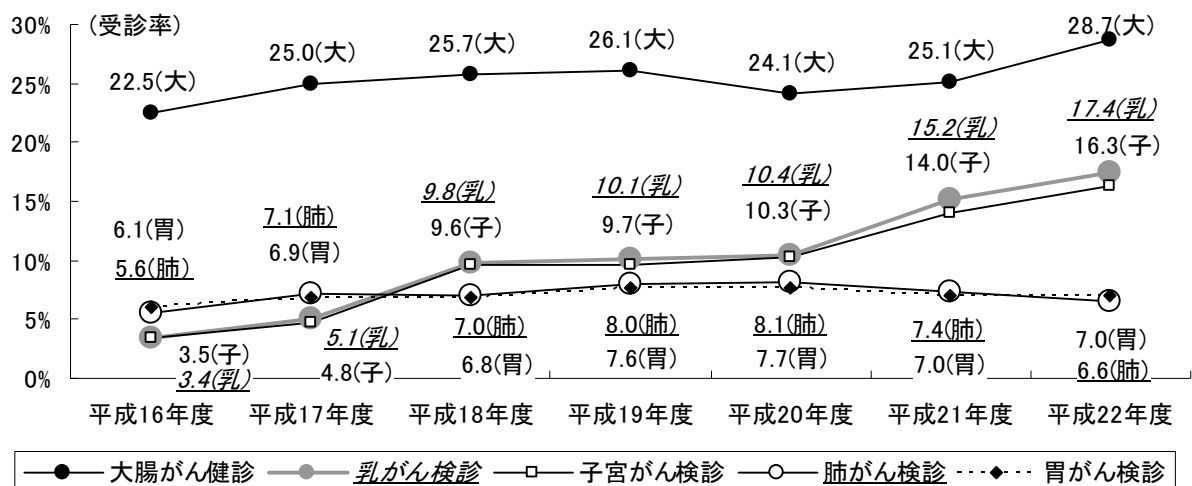
現状と課題

- 1 生活習慣病をはじめとする疾病を予防し、健やかな生活を送るためには、市民一人ひとりが健康づくりに対する意識を高め、栄養・休養・運動を適度に組みあわせ、主体的な実践活動につなげていくことが重要です。市では、「はむら健康の日」をはじめとする事業を、健康づくり推進員や関係する団体と協働して実施し、市民の健康づくりの意識啓発に努めています。今後も、健全な食生活をはじめとする健康教育やこころと体に関する健康相談など、健康づくりの意識啓発について一層の充実を図っていく必要があります。
- 2 心身ともに健康で暮らしていくためには、市民一人ひとりが健診制度などを活用して自らの健康状態を把握し、それを基に適切な健康管理に取り組んでいくことが必要です。市では、市民の健康管理を支援する視点から、国の定めた健診だけでなく独自のフォローアップ健診の追加や妊婦健診の拡充等を行っています。今後もこれらの健診体制の充実にも努め、受診率の向上を図っていく必要があります。
- 3 公立福生病院は、必要なときに救急や入院などに対応できる地域の中核的な病院として質の高い医療を提供しています。二次医療圏^{※1}の中では公立病院が主要な急性期医療^{※2}を担っていることから、公立病院間の連携などが今後の課題となっています。また、市では、独自に平日夜間急患センターを設置し、内科と小児科の時間外の初期救急に対応していますが、近隣市町を含めた対応の必要性から広域的な運営の検討が必要となっています。今後も、地域の医師会や関係機関との連携を深め、きめ細やかな医療提供体制の充実を支援していく必要があります。

※1 二次医療圏：医療法に基づいて、厚生労働省が地理的なつながりや交通事情、入院ベッド数などを考慮して定める、複数の市町村を一つの単位とした医療の地域圏。

※2 急性期医療：病気の発症から回復が見込める目処をつけるまでの間、提供する医療。

がん検診の受診率の推移



※「子宮がん・乳がん検診」は、平成18年度から2年に1回の受診に変更。

今後の方向性

1 健康づくり意識の高揚

- 1) 社会状況や市民の健康づくりに対する意識の変化を踏まえ、市の健康増進計画である「健康はむら21」の第二次計画を策定します。
- 2) 「はむら健康の日」をはじめとする事業を充実することによって、市民の健康づくりに対するさらなる意識の向上を図ります。また、関係する部署との共同や各種スポーツ団体などと連携して、保健と運動を組み合わせた生活習慣病予防のための新たな事業などを開催します。
- 3) こころの健康づくり講座や相談事業などを実施し、こころの病やその予防などについて市民への意識啓発を図り理解を広めます。また、うつ病などのこころの病を抱える人が増加していることに対応するため、保健所や医療機関、メンタルヘルス対策支援センター※¹などとの連携を強化します。
- 4) 講習会や相談、健診にあわせて、離乳食が始まる乳幼児期からの栄養や食生活をテーマにした事業を展開するとともに、成人向けの健康料理教室等を通じて栄養に関する情報提供や食生活の改善を図ります。

2 健康診査の充実

- 1) がんを早期に発見するため、国の指針や専門的な審議会などの報告書に沿って実施体制や対象者、受診指導などの内容を見直し、がん検診の受診率の向上を図ります。
- 2) 母体と胎児・新生児の健康増進を図るため、新生児訪問指導や妊婦健診などの健診事業を充実します。
- 3) 現在実施している乳児から3歳児までの発達段階に応じた健診を充実し、必要に応じて経過観察や医療機関等の受診につなげていきます。

※¹ メンタルヘルス対策支援センター：メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策についての総合相談窓口。

3 医療連携体制の充実

- 1) 公立福生病院の運営支援を通じ、広域的な医療連携の推進や、医療の質とサービスの向上を働きかけます。
- 2) 「平日夜間急患センター」のあり方について、近隣市町とともに検討していきます。
- 3) 医師会をはじめとする関係医療機関との連携を強化し、広域的な医療連携、予防接種、健診事業などの充実を図ります。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	「健康はむら 21」第二次計画の策定	健康増進法に基づき、市民の健康づくりを推進する第二次健康増進計画を策定します。
2	はむら健康の日・健康フェア	健康づくり推進員等との連携により、健康づくりと意識啓発を図るイベントを開催します。
3	ヘルスアップ健診	40 歳以上を対象に、特定検診・健康診査とあわせてフォローアップ健診を行います。
4	保健と運動を組み合わせた健康づくり講座(仮称)	関係団体等と連携して、保健・栄養などの学習と運動を組み合わせた健康づくり講座(仮称)を開催します。
5	乳幼児健診	3 か月から 3 歳までを対象に定期健診を実施し、必要に応じて経過観察を行います。
6	予防接種	ポリオ、BCGなどの各種疾病を予防するための接種を行います。
7	公立福生病院の運営支援	福生病院組合を組織する羽村市・福生市・瑞穂町により、病院運営を支援します。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標1	「はむら健康の日」「健康フェア」の参加人数	4,047 人 (平成 22 年度)	5,300 人
指標2	がん検診の受診率 (対象人口率調査に基づく受診率)	15.0% (平成 22 年度)	17.2%
指標3	3～4か月児健診の受診率	95.7% (平成 22 年度)	98%
指標4	平日夜間急患センターの利用者数	1,012 人 (平成 22 年度)	1,300 人

基本目標 3

ふれあいと活力のあふれるまち

【市民生活・産業の分野】

基本目標 3 ふれあいと活力のあふれるまち

【市民生活・産業の分野】

基本施策1 ともにつくる住みよい地域社会の実現

施策12 市民活動
施策13 共生社会
施策14 防災
施策15 交通安全
施策16 防犯
施策17 基地対策

基本施策2 地域とともに歩む魅力ある産業の育成

施策18 工業
施策19 商業
施策20 農業
施策21 消費生活
施策22 観光

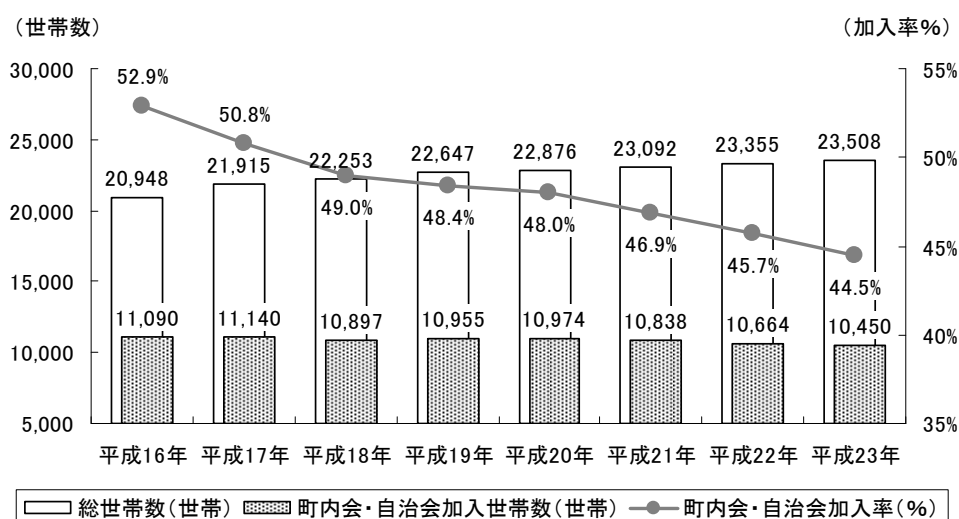
基本方針

町内会・自治会、ボランティア・サークルなどの市民活動団体、NPO法人などの自立した活動や相互の連携を支援し、ふれあいや助けあいが日常的に行われる活気ある地域社会をつくっていきます。

現状と課題

- 町内会・自治会は、地域コミュニティの分野で中心的な役割を担っていますが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、町内会活動に対する関心が薄れ、加入率も低下しています。
 そのため、子どもや高齢者等への支援、地域における見守りや支え合いなどの機能や、災害時における共助体制の機能が低下することが危惧されます。
 今後は、町内会・自治会への加入や地域での行事等への参加を促進するとともに、地域の多様なコミュニティ活動を支援するなど、「地域の絆」を再生していく取組みが求められています。
- 「新しい公共」※¹の視点では、行政がすべてを担うのではなく、地域の課題は地域が自らの責任で解決していく取組みが求められています。市内では、ボランティア・サークルなどの市民活動団体やNPO法人が、様々な立場で活動を展開しています。こうした団体は、地域づくりの大きな担い手として期待されており、より多くの市民が積極的に多様な活動に参加することが望まれます。
 今後は、市民活動団体やNPO法人の行う社会貢献活動や公益活動など、地域活性化のための活動をさらに支援していく必要があります。また、市民活動を推進する各種団体と地域の企業との連携や、行政との協働による事業の推進などにより、市民活動の輪をさらに広げていく必要があります。

町内会・自治会加入世帯数及び加入率推移



※世帯数は基地内及び特養ホーム等を除く。各年4月1日現在。

※¹ 「新しい公共」：市民、NPO、企業などが積極的に公共的なサービスの提供主体となり、活動すること。

今後の方向性

1 地域コミュニティの振興

- 1) 町内会・自治会への加入や活動への参加を促進し、「地域の絆」を強めていきます。特に、定年退職者の新たな活動の場として、町内会・自治会活動等への参加を促していきます。
- 2) 市民活動団体やNPO法人などが行う多様なコミュニティ活動を支援します。
- 3) インターネットの双方向機能を活用し、インターネットを通して地域で市民同士がつながること（ソーシャルネットワーク）ができる新たなコミュニティ環境をつくります。

2 市民活動の促進

- 1) 市民が積極的に地域活動に参加できるよう、市民活動団体やNPO法人の新規設立を支援します。
- 2) 市民活動やボランティア活動を行う個人、団体が、地域の課題を自らの責任で解決していくための取組みを促進していきます。
- 3) 市民活動団体や企業と行政が協働して事業を実施するとともに、団体間や企業等との相互の連携を促進し、地域に根付いた広がりのある市民自治のまちづくりを推進します。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	町内会・自治会活動への支援	町内会・自治会の加入率向上に向けて、活動内容の紹介や自主的な活動の充実のための支援を行います。
2	地域入門講座・地域リーダー養成講座等の実施	定年退職者の地域活動への参加を促していくための、各種講座を行います。
3	インターネットを活用したソーシャルネットワークづくり	市民相互に活動の情報などを紹介し合えるソーシャルネットワークの場を提供していきます。
4	NPO法人等の設立・活動支援	NPO法人や市民活動団体の設立、活動への支援を行います。
5	市民活動センターの運営	市民活動センターを拠点に、市民活動、コミュニティ活動を支援するとともに、行政との協働事業を展開します。
6	協働事業の市民提案制度の実施	市民活動団体が自ら企画、実施する協働事業の提案を募集します。
7	地域活動団体連携協議会の設置・運営	市民活動団体やNPO法人、企業等との連携による社会貢献活動や公益活動を促進していくため、関係団体による協議会を設置・運営します。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	町内会・自治会への加入率	44.5% (平成23年4月)	50%
指標2	集会施設・学習等供用施設の利用率(稼働率)	63.9% (平成22年度)	70.0%
指標3	市民活動団体数	173 団体 (平成23年4月)	200 団体
指標4	市民活動団体の協働事業数	50 件 (平成22年度)	60 件

基本方針

多様な価値観や文化を持った市民だれもが、性別や国籍などに関わらず、お互いを尊重しあい、地域でともに生きる社会を目指します。

現状と課題

- 1 人が人として生きていく上で、人権は大切に守られていかなければなりません。しかし、現実には、日常生活の中で人権に関する様々な問題が起きています。
市では、学校教育や生涯学習など様々な場面で人権教育や意識の啓発を行うとともに、人権擁護委員による人権身の上相談、福生市との連携による女性悩みごと相談などを行っています。
今後も、人権尊重の意識啓発に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、人権侵害につながる犯罪の被害者の保護や自立のための支援などを行っていくことが必要です。
- 2 市では、平成9年11月に、男女共同参画都市宣言を行い、平成19年4月には、男女共同参画推進条例を施行し、情報誌の発行やフォーラムの開催などを通じて、市民意識の啓発に努めてきました。
こうした男女共同参画社会の形成にかかる事業の推進により、男女共同参画の考え方は、地域や職場の中に徐々に根付いてきていますが、男女が共にいきいきと暮らせる家庭や地域社会を築いていくためには、家事や育児への男性の参加、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)など、市民、家庭、職場、地域それぞれが、主体的に取り組むことが求められています。
今後は、そうした取組みを促進する実効性のある男女共同参画推進事業を計画的に実施していくことが必要です。
- 3 市の平成23年1月1日現在の外国人登録者数は1,573人となっており、総人口に占める割合は、2.7%で、この割合は、多摩地区26市では上位2番目に位置しています。
こうした中、市では、これまで、主要な道路の名板にローマ字を併記し、市刊行物では、翻訳版を発行して希望者に配付するなど、外国人が地域で暮らしていくための支援を行ってきました。
また、小学校では、外国人講師により、外国の生活や異文化に触れる等の小学校段階にふさわしい体験的な英語活動を実施してきました。中学校では、外国人講師と英語科教員とのチームティーチングによる英会話を中心とした授業に取り組んできました。
今後は、市民と外国人市民の交流の創出や外国人市民が暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生を推進していくことが必要です。

- 4 世界平和の実現には、全世界の人々が、ともに生きるという平和思想のもと、国境を越えてお互いを理解、尊重することが求められています。

市では、平成7年に平和都市宣言を行い、平和の企画展をはじめ、終戦記念日や東京都平和の日における黙祷など、先の大戦で亡くなった戦没者を追悼し、平和を希求する取組みなどを継続的に行ってきました。

しかし、戦後65年以上が経過し、戦争が過去に遠ざかる中、戦争体験者の高齢化など、戦争体験を後世に語り継いでいくことが難しくなっています。

今後は、そうした戦争体験談や資料の収集と平和思想の一層の趣旨普及に努めていく必要があります。

今後の方向性

1 人権尊重の推進

- 1) 人権尊重に関する意識啓発と人権教育の充実を図ります。
- 2) 行政各分野の連携を強化するとともに東京都や関係機関と連携し、人権問題に関する相談者への支援や人権侵害につながる犯罪の被害者の保護と生活の自立に向けた支援を行います。

2 男女共同参画の推進

- 1) 男女共同参画基本計画に基づき、推進事業の展開、広報活動による市民意識の啓発等に努め、男女共同参画の基本的な考え方を地域社会に浸透させていきます。
- 2) 職場や地域の主体的な取組みを促していくため、企業への働きかけや町内会・自治会をはじめとする各種団体などに、男女共同参画の趣旨普及を図っていきます。

3 多文化共生の推進

- 1) 市民の多文化共生への理解を促進するため、海外生活者の体験などを生かした講座や、ボランティア団体や関係機関と連携した事業等を実施します。
- 2) 学校教育における国際理解教育、外国語学習をはじめ、外国人との異文化交流事業等を実施し、子どもたちから多文化共生への理解を促進します。
- 3) 外国の文化や習慣を持った市民が、市民生活を円滑に営めるよう生活相談や外国語による刊行物の発行、日本語習得への支援などを推進します。

4 世界平和思想の趣旨普及

- 1) 戦争体験者が少なくなる中、戦争の悲惨さを風化させないため、平和の企画展の開催や戦争遺品の収集、体験談を記録した刊行物の発行を行います。
- 2) 戦後 70 周年に向けて、平和に関する市民の作文集の編さんや啓発活動を展開していきます。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	人権に関する意識啓発	人権週間等にあわせて人権作文の募集、人権講演会などを実施します。
2	人権教育の推進	小中学校における人権教育を推進します。
3	人権に関する東京都や関係機関との連携強化	東京都や関係機関と連携し、DV や虐待などの被害者等への適切な対応を図ります。
4	男女共同参画の推進	男女共同参画の考え方が市民や地域、企業等により浸透するよう、啓発活動を展開していきます。
5	多文化共生への理解を深める講座等の実施	外国人市民との共生を図るための講座や交流事業、相談事業を実施します。
6	外国人市民への日本語指導等の充実	市民ボランティアなどによる日本語指導や市民生活に必要なルール説明などの活動を充実します。
7	世界平和思想の趣旨普及	悲惨な戦争体験を風化させないため、戦争に関する資料展の開催や広報活動を通じた啓発事業を行います。
8	平和作文集の発行	平和に関する作文や戦争体験などを掲載した戦後 70 年平和作文集を発行します。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標1	審議会等への女性の参画比率	34.2% (平成 23 年 3 月)	40%
指標2	外国人市民への日本語ボランティア団体数	3 団体 (平成 22 年度)	6 団体
指標3	平和の企画展入場者	520 人 (平成 22 年度)	1,000 人

基本方針

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害に強いまちを創り、市民生活の安全と安心の確保に努めます。

現状と課題

- 1 市では、地域防災計画の見直し、地域防災計画行動マニュアルの作成、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備、新型インフルエンザ編ＢＣＰ（事業継続計画）※¹の作成など、防災力の強化を図ってきました。

他の自治体や関係機関との応援協定のほか、災害時における農産物等の供給や緊急的な避難場所や支援物資の保管場所としての農地使用に関する地元農家との協定締結など、市内の各種団体との災害応援体制を構築してきました。

さらに、災害用備蓄倉庫の整備、地域の自主防災組織への支援、建築物の耐震化の整備・支援により、災害に強い環境整備に努めてきました。

また、このような取組みが実際の災害時においても効果を発揮するよう、総合防災訓練の実施により、防災意識の向上と市民、地域、事業者、関係団体等との連携にも取り組んできました。

しかし、マグニチュード 9.0 という巨大地震によって引き起こされた東日本大震災は、地震、津波、原子力災害という、これまでの想定をはるかに超えた広域災害となりました。

市においても、電話やメールの不通による伝達手段の麻痺や、帰宅困難者の発生、遠方からの避難者の受け入れ、避難生活の長期化など新たな課題も浮き彫りとなりました。

今後は、このような課題を整理し、防災体制や防災設備を計画的に見直していく必要があります。

- 2 市の消防業務は、東京都に業務を委託している常備消防としての福生消防署と地元のボランティアで構成する消防団が連携して担っています。

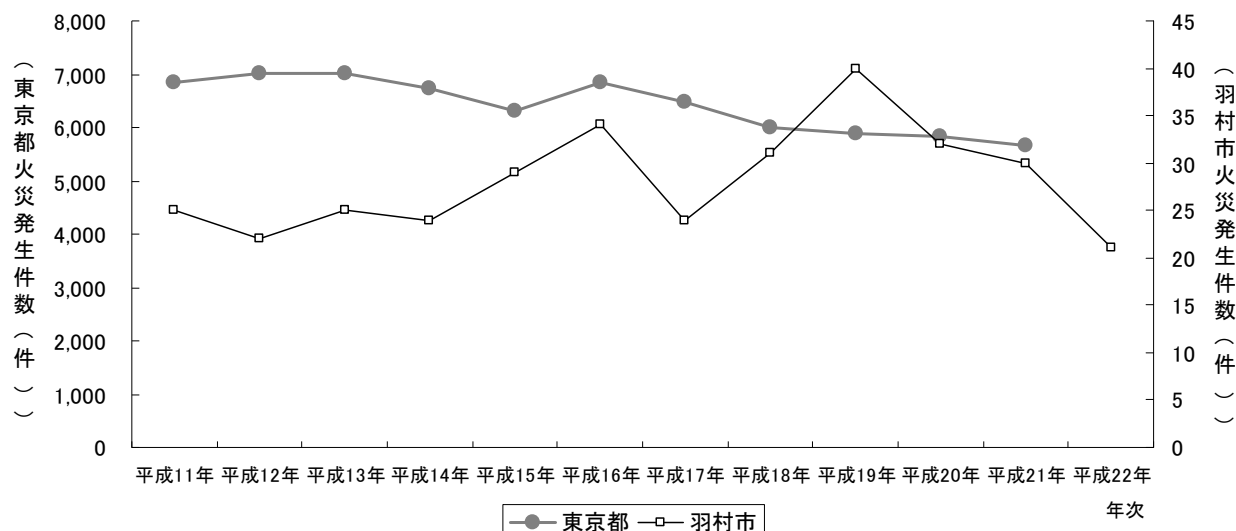
消防団は、地域の消防力として、常日頃、積極的な火災予防活動などを行っています。また、日頃の消火訓練、応急手当訓練などにより災害時には地域に密着した活躍が期待されています。

しかし、年々団員の確保が難しくなっており、組織力の低下が懸念されます。

今後は、消防団員の資格要件の見直しなどにより、団員の確保を図るほか、消防活動に必要な車両や備品、消防水利等の計画的な整備・更新が必要です。

※¹ BCP（事業継続計画）：災害発生時などにおいて、限られた人員の中で市役所機能を維持するため、事業を継続して実施するための計画。

東京都と羽村市の火災発生件数の推移



出典：東京都「東京都統計年鑑」

今後の方向性

1 防災体制・設備の充実

- 1) 東日本大震災で浮き彫りとなった課題を整理し、中央防災会議による被害想定や東京都地域防災計画との整合を図りながら地域防災計画を見直します。また、防災マップの見直し、地震編BCP（事業継続計画）の策定を行います。
- 2) 防災行動力を高めるため、子どもから高齢者、外国人を含むすべての市民が参加しやすく、より実行性のある総合防災訓練を実施します。
- 3) 地域の防災体制の強化のため、行政と市民、地域、事業者、関係団体の連携を強化します。
- 4) 自主防災組織や消防団等が、日常的に要援護者※1の見守りや声かけができるよう情報提供を行います。
- 5) 災害時ボランティアなどの協力体制を強化します。
- 6) 防災行政無線など、防災設備の整備を図ります。
- 7) あらゆるメディアを活用し、災害時の情報伝達手段を強化します。
- 8) 災害による被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化を促進します。

2 消防体制・設備の充実

- 1) 消防力の強化のため、福生消防署と消防団の連携を強化します。
- 2) 消防活動に不可欠な消防車両や設備、消防水利などの計画的な整備・更新を進めます。
- 3) 消防団活動への支援や消防団員確保のための支援を行います。

※1 （災害時）要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	地域防災計画の見直し・推進	被害想定の見直しにあわせて、地域防災計画を定期的に見直し、計画に基づく対策を推進します。
2	地震編BCP(事業継続計画)の策定	震災時における災害対応に加え、市役所業務を継続するための事業継続計画を策定します。
3	市内事業者との応援協定の締結	緊急支援物資の提供や災害応急対策のほか、避難者受入のための住宅確保について、市内事業者と協定して連携を強化します。
4	災害時の情報伝達手段の強化	防災行政無線のデジタル化に対応するとともに、住環境の変化に応じた放送塔の配置など施設の整備を図るとともに、あらゆる情報伝達手段の活用を図ります。
5	建築物の耐震化促進事業	建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修費の助成などを行います。
6	消防団訓練の実施	ポンプ操法訓練など、福生消防署と連携した訓練を実施します。
7	消防団員の確保	消防団員の資格要件を見直し、団員の確保を支援します。

目 標 指 標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	防災訓練の参加者数	5,899人 (平成22年度)	8,000人
指標2	市内の火災発生件数	21件 (平成22年)	20件以下
指標3	消防団員数	189人 (平成23年4月)	200人

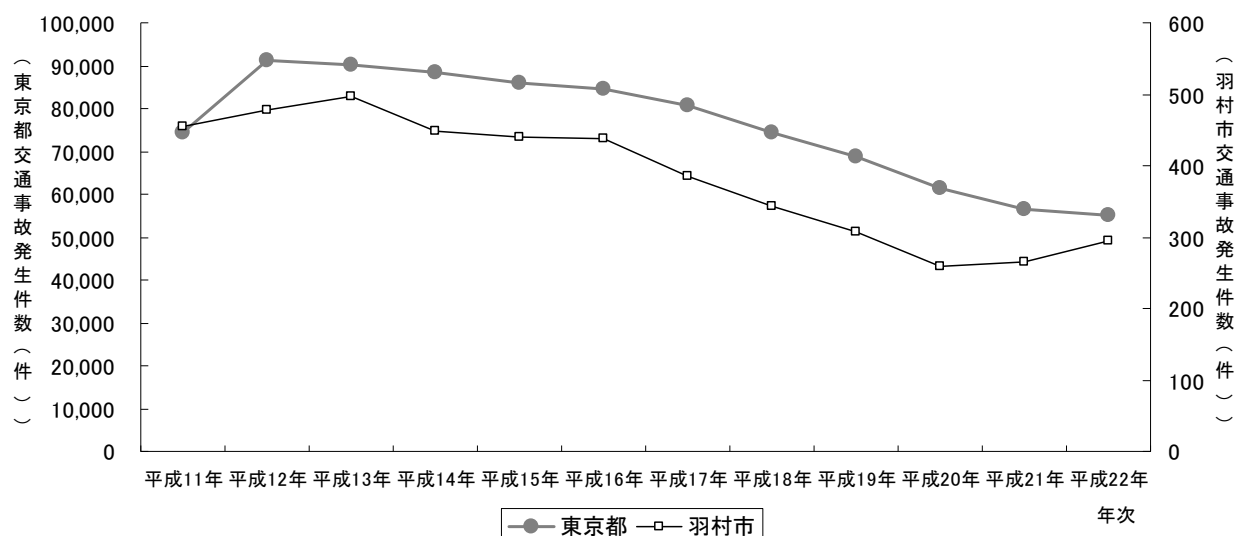
基本方針

交通安全施設の整備を進めるとともに、福生警察署などの関係機関と連携した交通安全対策を実施し、交通事故のないまちを目指します。

現状と課題

- 1 市は、福生警察署及び交通安全推進委員会と連携し、交通安全運動、街頭指導、各種講習会、広報活動などを行い、交通事故防止に努めてきました。
また、道路の安全環境を点検し、区画線、街路灯、カーブミラー等を整備するとともに、福生警察署へ要望し信号機や交通標識の設置を図ってきました。
その効果もあり、市内の交通人身事故発生件数は、平成 13 年の 497 件をピークに減少傾向にあり、平成 22 年には 294 件となりましたが、死亡事故などの重大事故は、毎年発生しています。
今後も、交通安全意識の啓発と交通安全施設の点検・整備により、交通事故のさらなる減少とともに重大事故の防止に向け、継続的な取り組みを行っていく必要があります。
- 2 環境や健康意識の観点から、自転車利用を推進する必要がある一方で、利用者のマナーが低下し、ルールを無視した走行により歩行者が危険を感じたり、利用者自身が悲惨な事故の加害者や被害者となるケースも発生しています。
また、駅周辺や歩道などの公共空間への自転車放置も慢性的に発生しています。
市では、交通安全講習会などを通じて、自転車の乗り方や駐車方法などの利用マナーやモラルの向上を呼びかけるとともに、放置自転車撤去や放置防止指導を行ってきました。
一方、駅周辺の自転車駐車場は、ほとんどが民有地の借上げであり、将来にわたって使用できないことも予想されることや、放置自転車撤去に伴い、引取り手のない放置自転車も多く発生していることから、新たな用地の確保が課題となっています。
今後は、自転車利用者のマナーやモラルの向上のほか、将来にわたって使用できる自転車駐車場等の用地の確保や引取り手のない放置自転車の有効活用など、総合的な対策が必要です。

東京都と羽村市の交通事故件数の推移



出典：警視庁「警視庁交通年鑑」

今後の方向性

1 交通安全対策の強化

- 1) 交通安全推進委員会を中心に、広報車による呼びかけ、街頭指導や講習会の実施により交通安全意識の向上を図ります。
- 2) 福生警察署に対して、交通違反や路上駐車取締りの強化を要請します。
- 3) 交通安全施設の整備を行い、市民の安全を確保します。

2 自転車対策の強化

- 1) 子どもから高齢者まで、すべての年齢層を対象とした交通安全教室を開催し、自転車運転のルールやマナーの向上を図ります。
- 2) 悪質な違反者に対しては、警察による取締りを要請します。
- 3) 自転車駐車場の確保や整備により自転車の利用環境を改善し、環境にやさしい乗り物である自転車の利用を促進するとともに、自転車駐車場の有料化や民間活力の利用など運営方法についても検討していきます。
- 4) 現在、売却や廃棄処分している、引き取り手のない自転車の有効活用を図ります。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	交通安全施設の整備	区画線などの整備を行うほか、福生警察署に対して信号機などの設置を要望します。
2	自転車運転のルール・マナーの向上のための講習会の開催	各種講習会を開催し、子どもから高齢者まで、ルール・マナーの向上を呼びかけます。
3	自転車の利用・活用の促進	自転車シェアリングやレンタサイクルなど、自転車の有効活用について検討します。
4	自転車駐車場の確保・整備	自転車利用に対応した自転車駐車場の確保・整備を行います。
5	自転車駐車場の運営方法の検討	有料化や民間活力の導入など、自転車駐車場の運営方法について、検討します。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市内における交通事故発生件数	294 件 (平成22年)	200 件以下
指標2	交通安全教室の年間開催件数	12 回 (平成22年度)	20 回

基本方針

行政、市民、事業者及びNPO法人等が連携した防犯体制を充実し、犯罪のないまちを目指します。

現状と課題

- 市では、平成15年度から、市民ボランティアによる駅周辺のパトロールの実施や、青色回転灯パトロール車による巡回を実施してきましたが、それを契機に、市内各所で、様々な団体や個人によるパトロールや見守り活動、事業所による防犯啓発活動が行われるようになりました。

その効果もあり、市内の犯罪発生件数は、平成14年の1,388件をピークに減少傾向に転じ、平成22年には、817件となっています。

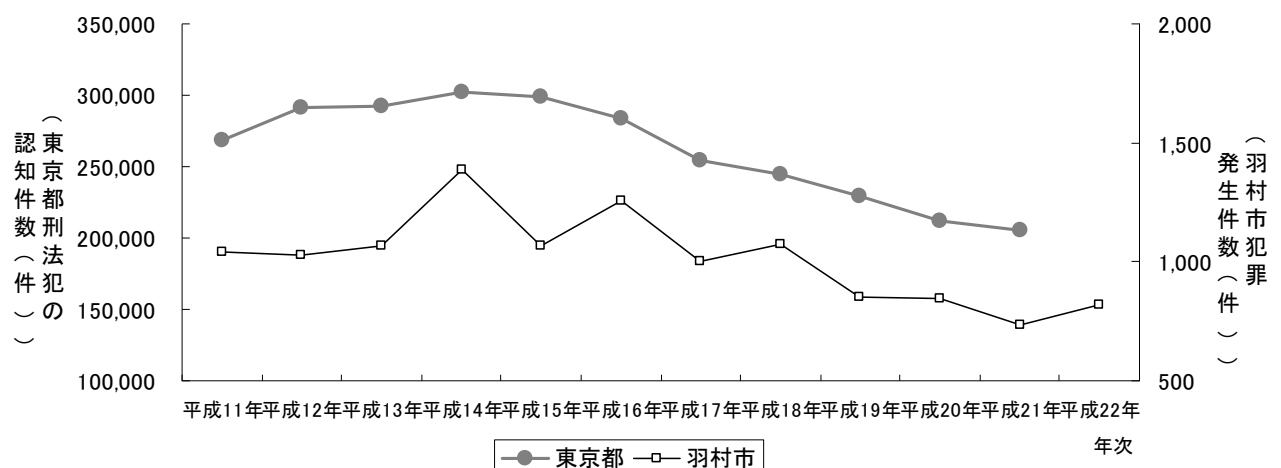
また、平成21年4月1日から、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」を施行し、同時に、条例に定めた推進計画の策定や推進会議を設置しました。

推進会議の提言に基づき、平成22年5月には小作駅東口に、平成23年5月には、羽村駅西口に市民パトロールセンターが整備されました。

パトロールセンターでは、市内のパトロールのほか市内各所で自主的な見守りや防犯活動をしている団体同士の連携や情報の共有化なども進めています。さらに、そこで活動しているボランティアにより市民の自主的なパトロール組織として平成23年秋にはNPO法人市民パトロールセンターはむらが設立されました。

今後は、こうした市民による自主的な活動がしやすい環境を整える支援や、行政、市民、事業者及びNPO法人等が一体となった防犯活動の強化がより重要となっています。

東京都と羽村市の犯罪発生件数の推移



出典：警視庁「警視庁の統計」

今後の方向性

1 防犯体制の整備

- 1) 福生警察署や防犯協会と連携し、不審者情報や振り込め詐欺対策など防犯に関する情報提供や講習会等の開催により、広く市民の防犯意識の高揚を図っていきます。
- 2) 市民パトロールセンターを拠点として、防犯活動を実施している各団体の連携を促進し、防犯体制を支援します。
- 3) 青色回転灯パトロール車などによる市内巡回パトロールを強化します。
- 4) 事業者に対し防犯活動への協力を呼びかけていきます。
- 5) 犯罪防止に向けた取締りの強化を、福生警察署に要請していきます。
- 6) 犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。
- 7) 市民主体の防犯活動を支援していきます。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進計画の見直し	市民の安全・安心を取り巻く状況の変化に応じ、推進計画を見直します。
2	防犯灯(街路灯)の整備	防犯灯(街路灯)の計画的な点検・補修・整備により、犯罪発生を抑止します。
3	市民防犯活動の支援	市民主体によるパトロールなどの防犯活動を支援します。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市内における犯罪発生件数	817件 (平成22年)	600件以下

基本方針

横田基地に起因する航空機騒音などの問題の解決に向けて、基地周辺自治体と連携し、国及び米軍等へ要請するとともに、市民への情報提供を行っていきます。

現状と課題

- 1 横田基地に起因する航空機騒音などの問題については、横田基地周辺市町基地対策連絡会や横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会を通じて、国や米軍に要請を行い、その解決に努めてきました。その結果、平成 12 年を最後に空母艦載機の夜間連続離着陸訓練(NLP)は、実施されなくなっています。また、横田基地周辺の航空機騒音は、年々減少してきています。しかし、米軍機による騒音の発生や航空機事故への不安、基地内で行われる訓練、基地内での燃料漏れ事故や軍人の不祥事など、市民生活への影響は依然として存在しています。
これまで、国は、米軍機による航空機騒音対策として、周辺市町の公共施設整備などに補助金を措置してきましたが、それらの施設の老朽化が進む一方、騒音区域が減少したとして、防音機能復旧事業への補助金が受けられなくなるという課題もでてきています。
今後も、航空機騒音をはじめとする市民生活に関係する諸課題の解決に向けた取組みを継続していくとともに、横田基地が存在することによる周辺自治体への基地交付金や各種補助制度の見直しなどを国へ要請していくことが必要です。
- 2 在日米軍再編による横田基地への航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の移駐が、平成 23 年度から行われました。
航空自衛隊航空総隊の移駐や東京都が提唱している軍民共用化の動きなど、引き続きその動向を注視し、国や東京都に情報の提供と説明を求めるなど、市民生活への影響を増大させることのないよう適切な対応を図ることが必要です。

今後の方向性

1 国及び米軍への要請

- 1) 横田基地周辺の自治体及び東京都と連携し、国及び米軍に対して、騒音等の市民生活への影響を増大させないよう要請します。
- 2) 基地の存在に起因する騒音等の防止のための補助・交付金について、拡充等に関する要請を引き続き行っていきます。

2 情報の提供

- 1) 国や東京都に対して、在日米軍再編、自衛隊航空総隊の横田基地への移駐、軍民共用化など、横田基地の態様の変更などについて、迅速な情報の提供と地元への説明を求めています。
- 2) 横田基地における様々な情報や国、東京都などの動きについて、広報紙やホームページを活用し、市民への情報提供を行っていきます。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	基地に起因する諸問題についての国及び米軍等への要請	航空機騒音など、横田基地に起因する諸問題について、横田基地周辺市町基地対策連絡会等を通じ、国及び米軍などに要請していきます。
2	周辺対策事業の充実要請	公共施設の整備等に向けた補助等の拡充について、周辺自治体とともに要請していきます。
3	基地関連情報の収集	基地に関する情報の提供や説明を国等に求めています。
4	騒音、航空機飛行高度などに関する測定	横田基地に関係する航空機の騒音や飛行高度などを測定します。
5	市民への情報の提供	横田基地に起因する様々な問題について、市民への情報提供を行います。
6	「羽村市と横田基地」の作成	横田基地、防衛関係の資料冊子を作成し、ホームページ等で公表します。

基本方針

社会経済状況の変化に適応した企業経営の安定と強化、新たな創業を促進するための支援を行い、地域とともに発展する活力ある工業の振興を図ります。

現状と課題

- 1 経済のグローバル化が進み企業間競争が激しくなる中、米国に端を発した世界的な金融危機の影響などによる社会経済環境の悪化や東日本大震災の影響により、企業にとっては、厳しい経営環境が続いています。
市では、これまで市内中小企業等に対する支援として、企業活動支援員（中小企業診断士）による個別訪問事業を実施し、経営相談、ビジネスマッチング等を行うとともに、産業福祉センターを設置し、企業ニーズに即した人材育成、営業力強化、生産力向上に関するセミナーの開催や専門家の派遣、また、資金融資制度の拡充などを行ってきました。
厳しい経営環境の中で、今後も企業が安定的な経営を持続していくためには、経営基盤の安定と強化が課題となっています。
- 2 平成 20 年 12 月 31 日現在、市内の製造業の事業所数は 130 事業所で、その従業員数は 9,434 人ですが、事業所及び従業員数とも減少してきています。
また、市では、用途地域にあわせた土地利用を進めていますが、工業地域及び準工業地域において、工場や事業所の跡地が宅地として利用される事例が増加しています。
工場の操業環境を守るためにも、地区の特性にあった企業誘致が必要となっています。
- 3 世界的な金融危機等による景気低迷により、国内の雇用情勢は依然として厳しいものの、持ち直しの動きがみられるといわれています。しかし、依然として悪化の懸念が残っており、市内工業の活性化による市民への雇用機会の拡大などが課題となっています。

工業の状況

単位：事業所数、人、万円

平成 17 年				平成 20 年			
産業中分類	事業 所数	従業 員数	製造品 出荷額等	産業中分類	事業 所数	従業 員数	製造品 出荷額等
食料品製造業	6	263	278,029	食料品製造業	4	44	50,184
繊維工業	5	77	168,663	繊維工業	6	34	17,262
衣服・その他の繊維 製品製造業	2	7	x	家具・装備品製造業	2	11	x
家具・装備品製造業	4	23	18,921	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	88	x
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	65	x	印刷・同関連業	7	214	540,273
印刷・同関連業	9	311	549,299	化学工業	4	203	1,790,210
化学工業	4	364	2,025,704	プラスチック製品製造業	7	54	83,622
プラスチック製品製造業	8	49	30,537				
窯業・土石製品製造業	2	89	x	鉄鋼業	2	261	x
鉄鋼業	2	200	x	非鉄金属製造業	2	51	x
非鉄金属製造業	2	52	x	金属製品製造業	17	132	230,435
金属製品製造業	17	167	272,125	はん用機械器具製造業	5	638	1,809,056
一般機械器具製造業	28	1,237	3,314,030	生産用機械器具製造業	20	522	1,067,146
電気機械器具製造業	11	534	1,005,871	業務用機械器具製造業	7	54	78,990
				電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	4	206	287,993
				情報通信機械器具製造業	6	702	1,591,819
				電気機械器具製造業	12	412	807,765
情報通信機械器具製造業	5	736	3,129,266				
電子部品・デバイス製造業	5	182	250,973				
輸送用機械器具製造業	13	4,708	43,080,260	輸送用機械器具製造業	15	5,266	44,977,939
精密機械器具製造業	7	54	63,340				
その他の製造業	7	421	1,124,771	その他の製造業	9	542	542
合計	138	9,539	56,858,704	合計	130	9,434	56,841,118

出典：東京都「東京の工業（工業統計調査）」

※表中の「X」は値が公表されていないことを示す。

※平成 20 年調査以降、工業統計調査用産業・品目分類が改正となっているため、時系列に不連続が生じている。

今後の方向性

1 工業の活性化

- 1) 市内工業の活性化を図るための工業振興計画を策定します。
- 2) 企業活動支援員の個別訪問による経営相談、ビジネスマッチング等を基本に、人材育成や営業力の強化、生産力向上のための事業を実施し、企業経営の安定と向上を図るための支援を行っていきます。また、産業福祉センターを活用して、企業経営の強化を図るためのセミナーの開催等を行っていきます。
- 3) 社会経済状況に応じた資金融資制度などの支援制度の充実により、中小企業に対する支援を行っていきます。
- 4) 市が構成団体となる青梅線沿線地域産業クラスター協議会や首都圏産業活性化協会等を通じ、広域的なネットワークを活用した企業支援事業を行っていきます。

2 企業誘致の促進

- 1) 企業誘致促進制度を活用し、工業系地域の工場跡地や未利用地への企業誘致を促進します。
- 2) 羽村市商工会等の関係機関と連携し、工場跡地や未利用地、また、企業誘致促進制度に関する情報を広く発信するための体制整備を図ります。
- 3) 用途地域、地区計画、特別用途地区などの都市計画制度を活用し、工業系地域への企業誘致を促進します。

3 雇用の促進

- 1) ハローワークや東京都等関係機関と連携して、就職支援のセミナーを開催する等の雇用対策を進めていきます。また、企業誘致等により、雇用機会の創出を図っていきます。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	工業振興計画の策定	地域の特性に即した工業振興計画を策定します。
2	企業活動支援員による個別訪問事業	企業活動支援員による経営相談、ビジネスマッチング、経営診断等により、企業経営の支援を行います。
3	中小企業振興資金融資制度等の充実	社会経済情勢の変化に対応し、資金融資制度の見直し(充実)を行います。
4	経営向上のための助成制度の充実	企業が行う経営向上の取組みに対して、助成金を支給します。
5	企業誘致の促進	企業誘致促進制度の情報発信を進め、企業誘致の促進を図ります。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	誘致した企業の累計件数 (平成16年度以降)	5件 (平成22年度まで)	9件

基本方針

商店等の魅力を高めるための個別支援を行うとともに、にぎわいのある商業集積を進め、活気に満ちた地域商業の振興を図ります。

現状と課題

- 1 消費者ニーズの多様化や近隣地域への大型ショッピングセンターの進出、さらに社会経済状況の変化などにより、市内商業を取り巻く環境は厳しさを増しており、市内の卸売・小売業の事業所数や年間販売額は、年々減少しています。

市では、商業の活性化による、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、企業活動支援員による経営診断や経営アドバイス、また、農商連携による新商品の開発等、商店・事業所に対する個別支援を行ってきました。

さらに、羽村市商工会と連携して、羽村にぎわい商品券発行事業を実施するなど、地域の商業振興を図ってきました。

市内商業が持続的に発展していくためには、商店等が自ら行う魅力向上等の取組みが最も重要ですが、市においても、その活動を支えるための経営面、資金面にわたる支援を強化する必要があります。また、新規創業・開業の促進も課題となっています。

- 2 羽村駅及び小作駅を中心とした周辺地域では、廃業や撤退により店舗数が減少しています。また、市のメインストリートである市道第101号線（市役所通り）沿いの商業地域においても、商業集積が進んでいないのが現状です。

これらまちの顔となる商業地域の個性化や付加価値化、地域特性を活かした魅力ある地域づくりが課題となっています。

商業の推移

単位：人、店、百万円

年次	合計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
平成9年	561	4,467	230,354	80	812	155,642	481	3,655	74,712
平成14年	559	4,604	144,564	86	728	77,957	473	3,876	66,607
平成19年	473	3,701	125,055	72	523	57,022	401	3,178	68,033
増減率 (平成9→平成19)	-15.7%	-17.1%	-45.7%	-10.0%	-35.6%	-63.4%	-16.6%	-13.1%	-8.9%

出典：経済産業省「商業統計調査」

今後の方向性

1 商業の活性化

- 1) 商店会をはじめ、市内商業の活性化を図るための商業振興計画を策定します。
- 2) 商店等の経営の安定と向上を図るため、企業活動支援員による個別支援を中心に、経営力の強化、魅力ある店づくり、事業を継承していくための後継者の育成などの支援を行っていきます。
- 3) 創業や開業、また、コミュニティビジネス^{※1}の促進を図るとともに、資金融資制度の充実や社会経済状況に応じた支援制度の整備を行っていきます。
- 4) 羽村市商工会や羽村市観光協会などとの連携はもとより、農業者等との連携を促進します。

2 商業地域の活性化

- 1) 羽村駅を中心とする中心市街地地区等の活性化について、商業者や羽村市商工会と連携して、地域の特性等に合わせた商業振興の検討を進めます。
- 2) 商店会等の魅力を高めるための支援を行うとともに、新たな商店会等の組織化とその運営についても支援を行っていきます。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	商業振興計画の策定	地域の特性に即した商業振興計画を策定します。
2	地域商業への支援	企業活動支援員による商店等の個別支援や経営力の向上を図るためのセミナーの開催等を行います。
3	中心市街地活性化創業支援事業	中心市街地に創業する事業者に対するセミナーの開催や助成制度の検討を進めます。
4	商工会活動への支援	商工会が行う商業振興事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行います。
5	商店会等の活性化	地域コミュニティを支え、にぎわいのある商店会づくりを促進するための支援を行います。

^{※1} コミュニティビジネス：統一された定義はないが、「地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み」とされている。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	小売吸引力指数 ※1	0.87% (平成19年)	0.90%
指標2	市政世論調査における商業振興施策への満足度	50.4% (平成22年度)	55.0%

※1 小売吸引力指数 = $\frac{\text{東京都内の年間小売販売額}}{\text{東京都内の人口}} \div \frac{\text{市内の年間小売販売額}}{\text{市の人口}}$

その地域が買い物客を引き付ける力を表す指標。指数が1以上の場合は買い物客を外部から引き付け、1未満の場合は買い物客が外部に流出しているとみることができる。

基本方針

農産物の市内販路の拡充や多面的な役割を担っている都市農地の保全を進め、地域とともに歩む都市農業の振興を図ります。

現状と課題

- 1 市内の農家総数は、平成2年には203戸となっていましたが、平成22年には123戸となり、この20年間で大幅に減少しています。
このような状況の中で、市内農業が発展していくためには、農業が魅力ある産業として確立されることが重要です。中核的な農家に対しては、農業経営の安定、強化が求められています。また、小規模農家や高齢化した農家に対しては、生きがいを持って農業を続けられる取組みとともに、農地の保全を促すための取組みが求められています。
市ではこれまで、農業経営の向上を図るため、安全で安心な市内農作物を販売する農産物直売所を設置するなどの支援を行ってきましたが、今後も販路の拡充や生産の効率化を中心とした支援を強化していく必要があります。
また、農業後継者は増加してきていますが、農業従事者の高齢化が進行しており、農業経営の安定と強化を図るためには、後継者の継続的な確保及び援農ボランティアの育成が課題となっています。
- 2 市内の耕地総面積は、平成2年には7,874aとなっていましたが、平成22年には3,882aとなり、この20年間で大きく減少しています。減少した耕地面積の内訳をみると、生産緑地の減少面積が少ないのに対し、それ以外の農地の減少面積が多くなっています。
農地は農作物の生産の場としての機能に加え、都市空間に緑や潤いを与える機能を持っています。特に市では、各農家と協定を締結し、農地を災害時の緊急避難場所等とするなど、農地は防災面での機能を含め、多面的な役割を担っています。
市では、これまでも農地を保全するため、耕作できなくなった農地を市民農園として借上げるとともに、生産緑地地区の追加指定を行ってきました。しかし、農地の減少は続いており、その減少を食い止めるための継続した取組みが求められます。
- 3 近年、農業や食への市民の関心が高まっており、農業体験や安全で安心できる地産地消の取組み等を充実していく必要があります。また、都市の市街地で継続して農業を営んでいくためには、農業や農地に対する市民の理解が必要です。

農家数の推移

単位：戸

年次	農家総数		専業農家	兼業農家		
				総数	農業が主	兼業が主
平成 2 年	203		3	200	21	179
平成 7 年	145		1	144	13	131
平成 12 年	135	販売農家 77	11	66	13	53
		自給的農家 58	—	—	—	—
平成 17 年	122	販売農家 70	18	52	14	38
		自給的農家 52	—	—	—	—
平成 22 年	123	販売農家 67	17	50	9	9
		自給的農家 56	—	—	—	—

出典：農林水産省「農業センサス」

経営耕地面積の推移

単位：a

年次	耕地総面積	田	畑	樹園地				
				総面積	果樹園	茶園	桑園	その他の樹園地
平成 2 年	7,874	782	5,254	1,838	1,013	255	149	421
平成 7 年	5,630	730	3,896	1,004	586	109	1	308
平成 12 年	5,414	657	3,976	781	405	52		162
平成 17 年	3,969	443	3,081	445	—	—		—
平成 22 年	3,882	411	3,049	422	—	—		—

出典：農林水産省「農業センサス」

※平成 17 年は家族経営体で集計。

今後の方向性

1 農業の活性化

- 1) 市内農業の特性に即した農業振興計画を策定します。
- 2) 安定的な販路の確保、拡充や援農ボランティアの活用等を図り、規模の大小に関わらず農業が魅力ある産業として営まれ、高齢化した農家でも農業経営を継続することができるように支援を行っていきます。

2 農地の保全

- 1) 生産緑地の追加指定により、農地の保全を進めていきます。
- 2) 都市農地の保全を推進するための諸制度の充実について、国等関係機関への働きかけを行っていきます。

3 地域に根ざした農業の推進

- 1) 学校給食での地元農産物の利用促進や農産物直売所での販売促進、また、他の産業との連携を図り、安全で安心な地産地消を推進していきます。
- 2) 市民農園の運営や農業体験農園の支援、また、小中学生の農業体験事業、市民を対象にした農ウオークの実施等により、農業委員会と連携して、児童・生徒をはじめ市民の市内農業に対する理解の促進を図ります。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	農業振興計画の策定	地域の特性に即した農業振興計画を策定します。
2	農産物の販売促進	農業委員会や農業関係団体と協力し、農産物直売所や学校給食により農作物の販売促進を図ります。
3	農業関係団体に対する活動支援	農業関係団体が行う研修や環境保全の取り組み等に対して補助金を交付し、活動等を支援します。
4	援農ボランティア制度の運用の充実	ボランティアの増員を進めながら、ボランティアと農家の双方にとって、より有意義な内容とするために制度運用の充実を図ります。
5	農商工連携の推進	農業とその他産業との連携事業の促進を図り、市内農作物の販路拡大を図ります。
6	農業体験農園の支援	施設整備に対する補助金の交付、事業PRや利用者募集の支援をします。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	農産物直売所の売上	109 百万円 (平成22年度)	120 百万円
指標2	援農ボランティアの登録者数	35 人 (平成22年度)	45 人
指標3	学校給食における地元農作物の利用割合	13% (平成22年度)	23.0%
指標4	農業体験農園の設置数	1 園 (平成22年度まで)	2 園

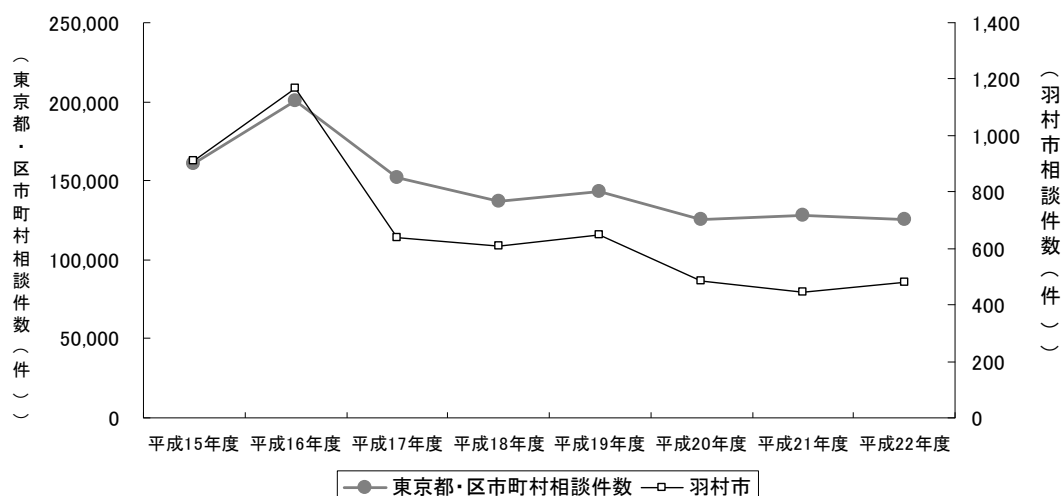
基本方針

だれもが、日常の生活を安心して送れるよう、消費者の自立を促進し、消費生活上のトラブルを解消するとともに、消費者が買い物しやすい環境づくりを支援します。

現状と課題

- これまで多数の省庁にまたがっていた消費者行政が一元化され、平成21年9月に消費者庁が発足し、国と地方が一体となって、市民の目線に立った消費者行政を行う体制が整いました。
 消費生活センターでは、これまでも様々な事業を先進的に実施してきましたが、今後も「賢い消費者」「自立した消費者」として消費者の自立を促す各種事業を充実するとともに、消費者の活動を支援することにより、消費生活の向上を図る必要があります。
- 社会の情報化の進展や消費構造の変化に伴い、消費生活を取り巻く環境が多様化しています。
 消費生活センターに寄せられる相談件数は、減少傾向にあります。インターネットや携帯電話等を通じての身に覚えのない情報サービスに対する架空・不当請求の相談が最も多く、次にクレジット契約の返済方法や株取引など複雑化した相談内容が多くなっています。
 安心した消費生活を継続させるためには、消費生活相談をより充実させることが必要です。
- 国においては、高齢社会の進展や身近な商店の閉店等に伴い、日々の買い物をすることが難しい虚弱高齢者等の、いわゆる「買い物弱者」への対策の必要性が報告されています。
 市においても、こうした問題に対応するため、事業者や地域、行政が連携して取組みを進め、身近な地域で買い物しやすい消費環境づくりを支援していくことが必要です。

東京都と羽村市の消費生活 相談件数



出典：東京都「消費生活相談概要」

今後の方向性

1 消費者の自立促進

- 1) 消費生活センターの各種事業や、消費者展、消費者の日などをより充実し、市民の積極的な参加を促すことにより、「賢い消費者」「自立した消費者」になるための支援を行います。
- 2) 広報紙、ホームページ、消費生活センターだよりなどを活用し、多様な消費生活情報の提供に努めます。
- 3) 消費者の活動を支援するため、活動の場や情報の提供を行います。
- 4) 青空市を開催することにより、生活用品の有効活用を図ります。

2 消費生活相談の充実

- 1) 複雑化した消費生活相談の内容に、よりきめ細かく、迅速に対応することで、消費者被害の防止に努めます。
- 2) 被害情報の提供と出前講座等による啓発、消費者生活相談窓口及び消費生活センターのPRなどを充実します。

3 消費環境の充実

- 1) 消費者の視点に立った買い物のしやすい環境づくりを進めるため、虚弱高齢者などへの宅配事業や有償ボランティア等による買い物代行、インターネットによる通信販売など、様々な分野で研究を進め、支援方策の具体化を商店会等に働きかけます。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	消費者支援事業等の充実	消費者展、消費者の日、消費生活講座などの各事業を通じて、消費者の自立を促進します。
2	消費生活相談の充実	複雑化する相談に適切に対応できるよう相談員の資質の向上を図ります。
3	買い物環境の充実	高齢者などにも買い物のしやすい環境づくりを商店会や商工会に働きかけます。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	消費生活講座参加者数	122人 (平成22年度)	150人
指標2	消費生活相談における救済金額比率	18.17% (平成22年度)	25.0%
指標3	買い物が便利になったと感じる高齢者の割合 (高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関するアンケート)	47.9% (平成22年度)	50.0%

基本目標	3	ふれあいと活力のあふれるまち
基本施策	2	地域とともに歩む魅力ある産業の育成
施策22		観光

基本方針

自然・歴史・文化などの観光資源の活用と、一年を通してまちの魅力を発信する取組みを進め、地域がにぎわう観光の振興を図ります。

現状と課題

- 1 市内には、多摩川、羽村堰や根搦み前水田が水と緑の自然景観等として、玉川上水、まいまいず井戸や阿蘇神社が歴史・文化財として、また、レジャー施設として、動物公園やフレッシュランド西多摩等があります。

これらは、羽村市の観光資源として定着しており、市外からも多くの観光客が訪れています。また、桜やチューリップなども、市のイメージとして広く認識されてきています。

今後は、これら既存の観光資源を新たな視点で活用していくことや、新たな観光資源の掘り起こしを進めていく必要があります。また、観光情報の積極的な発信を進めて、年間を通じた集客を図るとともに、観光による地域産業の振興を推進していく必要があります。

- 2 市では、関係機関と連携し、市の特性を活かした観光事業を実施してきました。

「はむら花と水のまつり」、「はむら夏まつり」、「産業祭」、「はむらふるさと祭り」などは、地域のイベントとして定着し、市内外から多くの観光客が訪れ、にぎわいをもたらすとともに、まちの活性化や市民の連帯感と郷土意識の醸成につながっています。

今後は、既存のイベントの充実を図りながら、経済波及効果を拡大させていくための取組みを進めていく必要があります。

今後の方向性

1 観光資源の発掘と活用

- 1) 観光資源の新たな活用方策の検討や新たな観光資源の発掘、また、それに伴う施設整備について研究を進めていきます。
- 2) 周辺自治体で連携し、相互の観光資源を活かした広域的な観光振興の取組みを進めていきます。
- 3) 羽村市観光協会等の関係機関と連携し、観光情報誌やホームページ等による観光情報の充実を図るとともに、マスメディアを活用した観光PRを進めていきます。
- 4) 羽村市観光協会や羽村市商工会等の関係機関と連携し、フィルムコミッション^{※1}に関する取組みを進めていきます。

2 イベントの充実等

- 1) 「はむら花と水のまつり」や「はむら夏まつり」、「産業祭」、「はむらふるさと祭り」等の既存の観光イベントについて、訪れる人がより楽しめるように内容の充実を図っていきます。また、新たな観光資源を活用した観光イベント等の検討を進めていきます。
- 2) 観光振興を図るため、羽村市観光協会への支援を継続するとともに、羽村市商工会等を含めた関係機関で連携を図りながら、観光による地域産業の活性化を図っていきます。

主 な 事 業

	事業名	事業内容
1	観光資源の発掘	観光資源の発掘と活用について、観光協会や商工会等と研究を進めます。
2	フィルムコミッション事業の推進	映画などのロケーションの誘致を進めます。
3	各種イベントの充実	夏まつりや産業祭等のイベントについて、事業内容の充実を図ります。
4	観光協会活動への支援	観光協会が行う観光振興事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行います。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	動物公園入園者数	23.7万人 (平成22年度)	30万人
指標2	年間の総入込観光客数	86.6万人 (平成18年度)	95万人
指標3	市ホームページ(観光関係)のアクセス数	54,000件 (平成22年度)	72,000件

※1 フィルムコミッション：映画やドラマ等の撮影場所誘致や撮影支援をするための非営利団体